

◆栄町頑張る事業者応援補助金◆

原油価格や電気、ガス料金等さまざまな経費の高騰により影響を受けた事業者等に補助金を交付し、一時的な支援をすることで、経営の安定化を図るものです。

確定申告の書類が必要です！お早めに準備して下さい

【対象事業者の要件】

- ① 個人事業者においては、町内に居住し住所を有し事業を継続していること。
- ② 法人においては、町内を所在地とした法人登記が済んでいること。
- ③ 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがない者。
- ④ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号、若しくは第5号に規定する業種のうち、町長が補助対象業種として適当と認めている業種を営んでいる者。
- ⑤ 次のどちらかに該当すること。
 - ア 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号又は第5号に規定する業種のうち、日本標準産業分類上の中分類に掲げる業種を営んでいること（詳しくは町ホームページを参照）
 - イ 農業を営む者又は農業を営む者が組織する団体であって、農作物を自ら耕作し収入を得ていること。
- ⑥ 本事業と同様の趣旨の補助金を受けている者は申請できません。

【例】栄町施設園芸農家経営支援事業補助金、医療・福祉事業者等経営支援事業など
※その他、栄町暴力団排除条例に該当する者は対象外とする。

【補助要件】

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに要した

事業に係る燃料費を補助対象経費とします。（上下水道は対象外）

【交付額】

補助対象経費の10%とし、交付額の上限を20万円とします。

なお、千円未満は切り捨てる。

【受付期間】

令和6年1月10日（水）から2月29日（木）まで

【申請書類】

補助金の交付申請には、申請書その他、以下の書類が必要となります

添付書類（共通事項）
①事業を継続していることが分かる書類 原則 令和5年分所得税または法人税の確定申告書第1表の写し。ただし、e-Tax を通じて申告を行っている場合は、メール詳細を添付のこと。 (申告が間に合わない場合) ・取引実績が分かる預金通帳や領収書の控え等
②町内に店舗または事業所を有していることがわかる資料等の写し。 ・営業許可書などの公的許可書や賃貸借約契約書等の写し、または固定資産納税通知書の課税明細書
③事業用にかかった燃料費の計算書【燃料費内訳表及び補助額計算書】 ・ガソリン、灯油等、電気、ガスの年間使用料を記載 ※様式は町ホームページからダウンロードもしくは経済環境課窓口でお求めください
④預金口座（表紙及び見開き1頁）の写し（申請者と同一の名義に限る）
添付書類（個別）
【個人・青色申告の方】 ① 令和5年分所得税青色申告決算書【一般用】または【農業用】（P 1、2）
【個人・青色申告以外（白色申告）の方】 ① 令和5年分の収支内訳書【一般用】または【農業用】（P 1、2）
【法人事業者の方】 ① 【補足】町内に店舗または事業所を有していることがわかる資料等の写し。 履歴事項全部証明書等法人の事業内容が分かる公的書類の写し ② 法人事業概況説明書（控）の写し。 ③ 令和5年分の法人税の損益計算書。

昨年は、期限間際に集中し混雑しましたので、お早めに準備し申請してください。

問合せ：栄町経済環境課 商工観光班 33-7713 FAX 33-7720